静岡市立清水看護専門学校における学科試験及び成績評定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡市立清水看護専門学校の学科試験及び成績評定に関する必要な 事項を定めるものとする。

(受験資格)

- 第2条 各授業科目のそれぞれの時間数の3分の2以上を出席した者には、当該科目の受験資格をみとめるものとする。
- 第3条 臨地実習においては、それぞれの実習時間の3分の2以上を出席した者に、当該 実習評価を受ける資格を認めるものとする。

(成績の評定)

- 第4条 各科目の単位認定は、別表1により学科試験を100点満点とし、60点以上を合格 とする。
- 2 1つの科目で2つ以上の試験がおこなわれる場合は、それぞれの成績を平均した点数 (小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとする。)をもって当該学科の成績点数 とする。
- 第5条 臨地実習については、実習評定は4段階評価とし、別表2による2以上を合格と する。

(学科試験)

- 第6条 学科試験開始30分を超えて遅刻した者は、入室を認めない。ただし、校長が認めたときは、試験を受けることができる。
- 2 学科試験を連絡なく欠席した者は、受験を放棄したものとみなし、成績評定を不可と する。ただし、校長が特に認めたときは、追試験を受けることができる。

(追試験)

- 第7条 学則第22条に基づき追試験を受けようとする者は、追試験受験願(様式第1号) をすみやかに校長に提出しなければならない。
- 2 追試験の成績は、得点の80%とする。

(再試験)

- 第8条 学則第23条に基づき再試験を受けようとする者は、試験結果発表後の翌日までに 再試験受験願(様式第2号)を提出しなければならない。
- 2 再試験の成績評定は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 3 再試験の合格者の点数表示は60点とする。
- 4 再試験は原則として当該年度は1回限りとする。

(単位の認定)

- 第9条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 授業科目の単位は、学則第7条別表2に定めるところによる。
- 3 実習は、進度に従って単位を取得する。

別表 1

80点以上	A
70点以上80点未満	В
60点以上70点未満	С
60点未満	D

別表 2

4以上5以下	A
3以上4未満	В
2以上3未満	С
2未満	D

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

この規程は、平成23年1月31日から施行する。

追試験受験願

年 月 日

静岡市立清水看護専門学校長 様

第 学年·学籍番号

氏名

次の科目について追試験を受けたいので、よろしくお願いします。

記

1 科目

2 理由

再試験受験願

年 月 日

静岡市立清水看護専門学校長 様

第 学年•学籍番号

氏名

次の科目について再試験を受けたいので、よろしくお願いします。

記

1 科目

2 理由